

公立大学法人公立鳥取環境大学リスク管理規程

令和元年11月18日
公立鳥取環境大学規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるリスクへの事前対策及び危機発生時の対応等に関し必要な事項を定めることにより、法人及び公立鳥取環境大学（以下「大学」という。）の学生、役員及び職員の安全確保を図るとともに、法人及び大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リスク 法人の業務の遂行を阻害する要因をいう。
- (2) リスク管理 リスクの把握及び当該リスクの顕在化によってもたらされる損害を想定した上で、リスクの顕在化の防止、損害の最小化その他の当該リスクへの対応として最も合理的な措置を行うことをいう。
- (3) 危機 リスクが顕在化し、又はまさに顕在化しようとしている状態をいう。
- (4) 危機対策 危機への対応を行うことをいう。
- (5) 部局 学部、研究科、人間形成教育センター、情報メディアセンター、サステナビリティ研究所、地域イノベーション研究センター、国際交流センター及び事務局をいう。
- (6) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。

(リスク管理の対象)

第3条 リスク管理の対象となるリスクは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生、職員及び地域住民等の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 法人及び大学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他、前各号に相当する重大な事象

(理事長等の責務)

第4条 理事長は、法人及び大学のリスク管理を統括する最高責任者であり、リスク管理及び危機対策に万全の措置を講じなければならない。

2 部局長は、当該部局におけるリスク管理の責任者であり、当該部局のリスク管理に努めなければならない。

(組織)

第5条 幹部会議は、全学的なリスク管理に関する重要な事項について協議するとともに、リスク管理について点検及び評価し、必要な改善の措置を理事長に提言するものとする。

2 理事長は、前項の提言に基づきリスク管理について改善の措置を講じるものとする。

(危機に関する通報等)

第6条 職員は、危機が発生又は発生するおそれがあることを知り得た場合は、直ちに業務を所管する部局長に通報しなければならない。ただし、当該危機の取扱に関し、他の学内規程等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

2 部局長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに、通報の内容を確認し、理事長に連絡するとともに、理事長と対処方針を協議しなければならない。

(危機対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機が発生し、その危機に組織的に対処する必要がある場合には、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次の各号とおりとす

(1) 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を統括する。

(2) 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。

(3) 本部長は、本部長が指名する役員又は職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。

3 本部長は、対策本部を設置したときは学内に周知するとともに、必要に応じて消防署、警察署、鳥取県、鳥取市その他関係機関等へ連絡するものとする。これを解散したときも同様とする。

4 対策本部の事務は、総務課が主管し、関係課室から事務局長が指名する者が参画する。

5 対策本部は、危機に係る事象（以下「危機事象」という。）への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、経営審議会、教育研究審議会及び関係委員会等（以下「審議会等」という。）の審議を含め、法人の規程等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後に、審議会等に報告しなければならない。

(関係規程等との調整)

第9条 法人におけるリスク管理については、この規程のほか、関連する法人の諸規程等と十分な調整の上行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年11月18日から施行する